

## 特集論文

冷戦後ヨーロッパの分断とヘルシンキ・プロセスの限界  
——ロシアの立場からの試論

加藤 美保子

広島市立大学広島平和研究所講師

## はじめに

2022年2月に始まったロシア・ウクライナ戦争（露ウ戦争）は、武力による威嚇やその行使、侵略を禁止してきた20世紀後半以降の支配的秩序である、自由主義的国際秩序（liberal international order）に深刻な動揺をもたらしている<sup>1</sup>。開戦以降、ウクライナのゼレンスキー大統領は、ロシアへの抵抗を自由と民主主義という価値をめぐる戦いであると位置づけ、世界に支援を呼びかけてきた。これに対して最も積極的に応じたのがアメリカと NATO 諸国であり、軍事的、財政的にウクライナの反攻を支援してきた。ロシアに対する経済制裁には、日本などアジアにおけるアメリカの同盟国も加わっている。露ウ戦争以後の国際政治は、自由主義的国際秩序を攻撃する側（ロシアおよびその行動を支える諸国）と守る側、そしてそのどちらからも距離を保ち独自の国益を追求するグローバル・サウス諸国という構図で描かれてきた。

侵攻決定の責任がプーチン大統領にあることは論を俟たないが、そこに至る構造的背景を考える際には、①ロシアとウクライナの二国間関係のみならず、②冷戦終結後の西側諸国とロシアの関係、③国連やヨーロッパ安全保障協力会議（CSCE。1995年から機構化し、OSCE）という自由主義的国際秩序を支えてきた国際機構の問題、というようにレベルを分けて分析する必要がある。本稿は、特にヨーロッパにおける安全保障秩序とロシアの関係を手がかりに、戦争の構造的背景を論じることを目的としている。そのため、以下では②および③を中心に論じる。

冷戦後ヨーロッパの安全保障秩序に焦点を絞るにあたり、その危機は外部からの挑戦によるものなのか、それとも内部の矛盾に端を発しているのかを考えなければならない。現プーチン政権のロシアは経済圏でも安全保障制度の面でもヨーロッパの外に位置づけられる。しかし、冷戦終結後から2014年のクリミア併合までの間、ロシアは国連安保理常任理事国であると同時に責任ある核大国であること、そして1998年にG8のメンバーになったことを大国の証としてきた。また、1990年代には、地域レベルでもCSCE/OSCEを頂点にした安全保障秩序を主張し

たり、アジア太平洋経済協力会議（APEC）への参加や世界貿易機関（WTO）加盟を追求し、実現してきた。これらのファクトを考慮すると、ロシア連邦を生来的な修正主義勢力だと考えるよりも、冷戦終結後に自由主義的国際秩序の恩恵を享受しようと模索する過程で、何らかの矛盾が生じ、既存の国際秩序に異議を申し立てるアクターに変容していったと考えた方がいいのではないだろうか。本稿は、西側諸国とロシアの対立は自由主義的国際秩序に内在する矛盾の噴出であるという視点に立ち、東西ヨーロッパ諸国の相互関係を律する基本原則と考えられてきたヘルシンキ10原則と、CSCE/OSCEをプラットフォームとして進められてきた安全保障協力（ヘルシンキ・プロセス）に注目する。

露ウ戦争の背景として、ヨーロッパ安全保障秩序の分断に焦点を当てた代表的な研究に、ジョン・J・ミアシャイマーの著作がある。彼は、2014年のユーロマイダン革命に端を発する第一次ウクライナ危機と、全面戦争に発展した2022年の第二次ウクライナ危機の原因を、ウクライナに対するプーチンの支配欲よりも、ウクライナのNATO加盟の脅威にあると指摘する。そしてNATO拡大を押し進め、ロシアと国境を接するウクライナを西側に統合しようとした西側、特にアメリカの指導者たちの責任を指摘した<sup>2</sup>。また、遠藤誠治はプーチンの戦争は冷戦後の国際秩序に対する外部からの攻撃ではなく、その内部に問題があったからこそ起きている事態だと解釈すべきではないかという問題提起をしている。遠藤は、NATO東方拡大だけでなく、旧ユーゴスラヴィアの解体過程でのNATO軍による空爆の決定と、その後西側諸国を中心に形成・共有されていった「保護する責任」という介入の論理、そして核抑止体制を検討の対象とし、ロシアを自由主義的国際秩序に包摂しようとする、西側諸国の試みには十分な慎重さや配慮が欠けていたのではないかと指摘した上で、自由主義的国際秩序そのものの中にある問題を自覚し、それを改革していく努力なくしては、この秩序を存続させることはできないのではないかと述べている<sup>3</sup>。念のため断っておくと、両者とも露ウ戦争の開始と遂行の責任はプーチンにあるという理解の上で、戦争の構造的背景を検討している。

攻撃的リアリズムの代表的論客であるミアシャイマーの議論は、大国の利益のバランスに焦点を当てている。しかし、大国間の均衡が国際政治の趨勢を決定するという主張は、ウクライナの内政・外交政策の変化が情勢に及ぼした影響や、軍事侵攻という誤った決定を導いたロシアの政策決定過程に内在する問題を軽視している。また、冷戦終結後の西側とロシアの関係を、もっぱら軍事的脅威と勢力圏をめぐる対立の観点から検討しており、秩序の構成員となりうるかどうかの重要な条件である、ルールや規範の共有についての視点を欠いている。一方、ルールや規範の問題に言及している遠藤の議論は、人道的介入や保護する責任という自由主義的論理を、なぜロシアと共有できなかったのかという重要な論点に踏み込んでいない。これに対し、本稿では、エリツィン政権がOSCEを頂点とするヨー

ロッパ安全保障秩序を主張していたにもかかわらず、チェチェン戦争やコソヴォ空爆をめぐるOSCEにおいてロシアが孤立し、最終的にロシア抜きでの拡大NATOがヨーロッパ安全保障秩序の中心的制度となる過程を、軍事的対立ではなく規範をめぐる対立としてロシアの立場から再検討する。ロシアと西側の対立はNATO拡大問題に収斂されがちであるが、規範の問題を取りあげることで、冷戦後のヨーロッパの対立構造をより多面的に理解することができるのではないだろうか。

以下では、第一に、1975年のヘルシンキ最終文書で示された10原則のうち、特に第8原則「人民の自決」に着目する理由を述べる。第二節では、ソ連にとってヘルシンキ10原則とはどのような意味を持っていたのかについて考察する。そして第三節ではソ連崩壊後のヨーロッパ情勢を考慮しつつ、OSCEに対するロシアの期待と限界について検討する。そして最後に、コソヴォ独立問題、ロシア・ジョージア戦争、二度のウクライナ危機を取りあげ、ヘルシンキ・プロセスが限界を迎える過程で生じたヨーロッパの分断を論じる。

## 1. 対立の焦点としての「人民の自決」

旧ソ連や東欧を専門としない読者は、なぜ2022年の露ウ戦争の構造的背景を考えるために、1990年代の西側諸国とロシアの規範をめぐる対立を再検討する必要があるのかという疑問を持つかもしれない。これに対する答えとして、2014年3月と2022年9月のプーチン演説の両方で、自決権の問題が取りあげられていることを挙げたい。2014年3月17日、プーチンは前日に行われたクリミア住民による「住民投票」の結果を根拠にウクライナ領であったクリミア共和国とセヴァストポリ特別市の独立を承認し、翌18日には両者の代表とロシアへの編入条約を結び、事実上の併合を行った。18日の演説でプーチンは、クリミア最高会議が住民投票を呼びかける際に、民族自決に言及している国連憲章を引き合いに出したことを挙げ、これはウクライナがソ連から離脱する際に行使した権利であり、なぜウクライナは認められてクリミアは認められないのか、などと述べた<sup>4</sup>。さらに、2008年2月のセルビアからのコソヴォの独立宣言を挙げ、一方的な独立宣言に中央政府の許可は必要ないのだと主張した。

また、2022年9月にプーチン政権は、ウクライナ東部4州（ルハンシク、ドネツィク、ヘルソン、サポリージャ）で実施された「住民投票」を根拠に、これらをロシアに併合する法的手続きをとった。この際、やはりプーチンは国連憲章に規定された人民の自決の原則に基づく決定であることを主張している。そして、「まさに、いわゆる西側が、国境不可侵の原則を踏みにじた。そして今、誰が自決権を有し、誰が自決権を持たないのか、誰がそれを持つに値しないのかを自分たちの裁量で決めている」と厳しく非難した<sup>5</sup>。これらのプーチンの言動は、冷戦

終結後のヨーロッパで起きたコソヴォ、クリミア、ウクライナ東部の分離・独立問題に共通するのは、「人民の自決の権利を行使する主体は誰なのか」という、国際規範の解釈をめぐる問題であることを示唆している。

実際に国連憲章の第一章第二項で定められているのは「人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること」である。「人民の同権および自決の原則」は、国連の公式ウェブサイトで公表されている英語正文では「the principle of equal rights and self-determination of peoples」、露語正文では「принцип равноправия и самоопределения народов」となる。これに対し、上述の2014年プーチン演説では、「民族自決」に該当する部分は「право нации на самоопределение」、「right of nations to self-determination」である。ロシア語の表現で「人民」を表す際、国連憲章では「народ (ナロード)」が、プーチン演説では「нация (ナーツィヤ)」が使用されている。「ナロード」は国民、人民を意味しており、「ナーツィヤ」は共同体としての民族、国民、国家などの訳語がありエスニックな意味合いが強い。ただし、厳密に使い分けられているわけではなく、過去のプーチン演説を調べると、ナロードもナーツィヤも使われているのだが、上述の2014年演説の際に用いられた「ナーツィヤ」の意味を少し掘り下げてみたい。

ソ連時代の民族概念において、「ナーツィヤ」と認定された民族は、連邦構成共和国を持つことを認められていた<sup>6</sup>。1922年12月に成立したソビエト社会主義共和国連邦を構成するロシア連邦共和国、ウクライナ共和国、白ロシア共和国（ベラルーシ）、ザカフカース連邦共和国は、四か国の同盟条約に基づき、連邦からの一方的かつ自由な離脱権を認められていた<sup>7</sup>。連邦と諸共和国の権限の範囲は、のちのソ連憲法によって変化していくが、1924年1月のソ連憲法（24年憲法）では、連邦構成共和国を主権国家として規定する一方、連邦の諸決定が共和国の諸決定に対して優位であることが明文化された<sup>8</sup>。つまり、ウクライナ共和国のような連邦構成共和国は、憲法で主権国家と規定されながら、その国家主権は連邦によって制限可能なものと解釈されていたのである。唯一、連邦からの離脱権を有することが、連邦構成共和国の自決権の拠り所であった。憲法で連邦に強力な権限が認められたことから、実際に離脱権を行使するのは困難であったが、ソ連末期、ミハイル・ゴルバチョフの下で政治改革が進み、連邦と構成共和国、さらにその下の行政単位の間の権限の見直しの動きが始まると、自決権を行使し得る主体の範囲が大きな問題となったのである。

この問題はソ連だけでなく、民族主義が紛争化していったユーゴスラヴィアを始めとする東欧情勢にも深く関わることであった。民族問題の深刻化に伴い、CSCEでは1991年7月に、ジュネーブで少数民族問題に関する専門家会議が開催された。冷戦終結後、ヨーロッパの安全保障問題の焦点であった少数民族の自決権をめぐる協議と合意形成は、ソ連を含めてCSCEの場で行われたのである。次

節では、ソ連にとってのヘルシンキ最終文書の意義を確認し、冷戦終結後の新しいヨーロッパ安全保障秩序の形成期にどのような合意が成立していたのかを再検討する。

## 2. ソ連にとってのヘルシンキ10原則の意義

国連憲章では、自決権を行使する「人民」(people)の範囲について、明確な規定はない。しかしそれは主権国家の境界を脅かさないことが前提とされていた。この方向性を、ヨーロッパの国際情勢を反映しつつ成文化したのが、ヘルシンキ最終文書の第1章に含まれる、10原則から成る「参加国の相互関係を律する諸原則に関する宣言」(ヘルシンキ10原則)であった。

ソ連がヨーロッパ安全保障に関する構想に本格的に取り組むのは、1960年代後半以降である。1966年3月の第23回ソ連共産党大会のレオニード・ブレジネフの報告書には、ソ連の対外政策として「ヨーロッパの安全保障に関する交渉を開始すること」が盛り込まれた<sup>9</sup>。これ以降、ブレジネフ政権は、ヨーロッパ各国とヨーロッパの安全保障会議開催に関する意見交換を行っていった。1968年にチェコスロバキアで「プラハの春」が起き、東欧でソ連の指導者に政策の見直しを迫る動きが強まったことから、東欧における社会主義の強化と支配圏<sup>10</sup>の維持がブレジネフ政権のヨーロッパ政策の中心課題となっていった。この文脈で、ソ連がヨーロッパの安全保障会議に求めたものは、ヨーロッパの領土と社会・政治的な現状維持を固めることと、西側との経済格差を縮小するために経済協力を発展させることであった<sup>11</sup>。

1975年8月に調印されたヘルシンキ最終文書では、「ヨーロッパの安全保障に関する諸問題」、「経済、科学技術、環境分野」、「人道のおよびその他の分野」という三つのバスケット(問題群)が提示された。このうちの第一バスケットで示された「ヘルシンキ10原則」は、以下の通りである。

- ①主権平等、主権に固有の諸権利の尊重
- ②武力による威嚇または行使の抑制
- ③国境不可侵
- ④国家の領土保全
- ⑤紛争の平和的解決
- ⑥内政不干渉
- ⑦思想、良心、宗教、信仰の基本的自由と人権の尊重
- ⑧人民の平等と自決
- ⑨国家間の協力
- ⑩国際法の義務の誠実な履行



ブレジネフ政権は、③～④によってヨーロッパにおける現国境の固定を保証された一方、その代償として、人権問題に関するコミットメントを負うこととなった。当初、ソ連側は人権問題を10原則に含むことに抵抗していたにもかかわらず、合意に至った背景には、すでに国連憲章第一条に掲げられていることに加え、⑥の内政不干渉原則が⑦の人権規範を政治的に相殺し得ると考えたことが挙げられる<sup>12</sup>。ヘルシンキ最終文書が調印された当時、ソ連がこの合意で重視していたのはソ連国境と支配圏の維持という現状維持的な側面であった。この時点では、後に人権問題が争点化し、⑦を根拠として東側に対する西側の人権外交が展開され、人権 NGO の活動が社会主義体制を揺るがすものになるという認識は希薄であった<sup>13</sup>。

人権規範と人民の自決は、1990年代以降、国民に対して非人道的な措置をとった主権国家への武力を伴う介入や、分離政体による住民投票を経ての独立など、冷戦終結後に噴出した問題を正当化するための基準として用いられるようになる。ここで注意したいのは、民族自決や人民の自決という概念の意味するところである。これらの概念の使われ方や分類は、政治学、社会学、経済学で異なる。国際政治史の文脈で見ると、自決権には、大きく分けて二つの側面がある。一つは、外的自決（External Self-determination）の概念であり、1970年代初頭までは主として植民地からの独立という自決を意味する概念であった<sup>14</sup>。もう一つは内的自決（Internal Self-determination）の概念であり、これは一定の領域内の政治体制を住民が決定する権利である。

元々、ヘルシンキ・プロセスにおいて議論された人民の自決には、西側諸国、ソ連、ソ連陣営下の社会主義諸国のそれぞれで違う意味が込められていた<sup>15</sup>。CSCE の準備会議の段階で、ソ連の東欧支配を不当なものに見なしていた西側諸国は、内的自決権を明確に規定しようとしていた<sup>16</sup>。特に、将来的に自決権を行使することによってドイツ統一を実現する可能性を残したい西ドイツは、「人民の自決」を CSCE 参加国の関係の指針となる原則に含めることに熱心であった。他方で、ソ連がヘルシンキ・プロセスに求めていたものは、東欧の支配権の確保と第二次世界大戦によって拡大した領土、つまり現国境の維持であった。（内的）自決権を認めることは東欧諸国に社会主義陣営から離脱する権利を与えることを意味していた。しかし最終的に「⑧人民の平等と自決」が盛り込まれた背景には、先に「③国境不可侵」、および「⑥内政不干渉」が10原則に含まれることが合意され、ソ連の立場が軟化したことが指摘されている<sup>17</sup>。

以上のように、人民の自決を参加国間の関係の指針として含めるか否かで意見は分かれたのであったが、自決権の行使主体の範囲に少数民族が含まれないという点では合意があった。この点は、第8原則について、最終文書のなかで「参加国は、国連憲章の目的と原則および国家間の領土保全を含む国際法の関連する規

範に常に従って、人民の平等と自決権を尊重する…」<sup>18</sup>と規定されたことで、実質的に自決権の行使主体が「国民」であることを指している。ヘルシンキ最終文書は、CSCEで合意される新しいヨーロッパのためのパリ憲章（1990年）や、少数民族の権利について「国家の領土保全の原則に違反するいかなる活動に関わる権利も、行動をとる権利も意味しない」という点を明確にしたコペンハーゲン会議文書（1990年）とともに、国連憲章の人民の自決を支持して、植民地の諸国や人々に独立を認める根拠となった。しかしその一方で、国家の内側からの分裂の動きには反対する規範として機能したのである<sup>19</sup>。ソ連の例で言えば、解体の際に独立が認められるのは、形式上「国家主権」を有していた連邦構成共和国まで、というのがヘルシンキ・プロセスの枠組みでの解釈であり、ソ連とアメリカも含むCSCE参加国の間で共有されるべき国際規範であった。つまり、ウクライナ共和国の独立は認められても、その下位の行政単位であるクリミア州（1991年1月の住民投票によって、翌2月からクリミア自治共和国）の独立は国際的に承認しないのである。ユーゴスラヴィア連邦の解体において、セルビア共和国に属していたコソヴォ自治州の扱いも同様のはずであった。以下では、冷戦終結からソ連崩壊の過程で活発化した少数民族の自決要求の動きに、CSCEとロシアがどのように対処していったのかを見ていきたい。

### 3. 冷戦終結後のヨーロッパ安全保障秩序の分断

#### (1) ポスト冷戦期のヨーロッパ国際秩序とロシア

1985年に書記長となったゴルバチョフは、当初連邦を維持する方針でソ連体制の改革を進めていったのであるが、政治改革によって共産党体制の統制が弱まっていくと、連邦構成共和国が権限の拡大を求めて次々と主権宣言を採択する動きが始まった。この流れに危機感を持っていたソ連指導部の保守派が起こした1991年8月のクーデターが失敗に終わると、ソ連共産党は国家権力機関としての役割を果たせなくなった。最終的に、1991年12月に行われた住民投票の結果が独立賛成多数であったことから、ウクライナは主権国家として独立する道を選択することになった。これが引き金となり、ソ連は解体へと向かっていった。ソ連は重層的な構造を有しており、連邦構成共和国が最も大きな単位であり、その下に自治共和国、自治州、自治管区などが設置されていた。ソ連崩壊時に独立国家の単位として認められたのは、基本的に連邦構成共和国の単位であった。

前節で述べた通り、国連憲章およびヘルシンキ10原則に従うと、その主権国家の下位レベルの行政単位の独立は国際的承認を得られなかった。そのため、旧ソ連地域では、ジョージア（グルジア）、モルドヴァ、アゼルバイジャンのような独立した「親国家」から、さらに分離を求めたアブハジア、南オセチア、沿ドニエ

ストル、ナゴルノ・カラバフ（アルツァフ共和国）の領域は、事実上独立しているが国際的に承認されない「未承認国家」となった。未承認国家をめぐる諸問題は、主権国家で構成される既存の国際機構やそれらのなかで形成されてきた国際規範では対応が困難である。ソ連やユーゴスラヴィアのように、連邦解体によって新たな国家が生まれ、その内側の少数民族が自決を求める動きが広がるなかで、基本的に主権国家の国境を尊重してきた政府間協議である CSCE もまた、岐路に立たされることになった。

ソ連崩壊後から1990年代半ばまで、ロシアの政治エリートの間では国際システムにおいてロシアが占めるべき位置、脅威認識、地域的優先事項に関して様々な見解が浮上した。1992年末までの初期の対外政策には、アンドレイ・コズィレフ外相（1991.12-1996.1）に代表される「大西洋主義者」の影響が強く、国際政治における大国の地位を維持する手段を西側との協調や、西側諸国が参加している国際機関への加盟に求めた。独立国家共同体（CIS）の創設が決まった直後の記者会見で、コズィレフは NATO との関係を問われ、ロシア指導部は NATO を侵略的な軍事ブロックと見なしておらず、ヨーロッパと世界を安定させるメカニズムの一つだと考えており、ゆえにこれと協力し、参加することが望みである、と答えている<sup>20</sup>。一方、独立した旧ソ連諸国との国際関係におけるロシアの役割、特に分離独立紛争が起きたジョージアへの関与について、コズィレフは人権や少数民族の権利擁護の点でジョージア指導部に疑問を持っているが、あくまでジョージアの内政問題なので直接介入することは恐らくないと述べ、旧ソ連空間においてロシアが宗主国的な役割を果たすことに否定的な立場を表明した<sup>21</sup>。

このような西側志向、旧ソ連圏におけるロシアの役割縮小の姿勢は、「近い外国（ソ連から独立した諸国）」での分離独立紛争や内戦が頻発するなかで、ルスラン・ハズブラトフ議長を中心とする最高会議やエリツィンの政治顧問らによる批判的となった。このため、エリツィンは1992年10月に外務省で行われた会議において、対外政策路線の修正を求めた<sup>22</sup>。1993年以降のロシアの対外政策は、初期の大西洋主義を修正し、ロシアは西でも東でもない、「ユーラシア」の独自の文明であると主張するユーラシア主義者の主張を取り込んで形成されるようになる。この方針転換の主な要因となったのが、旧ソ連圏で頻発した民族紛争と、NATO の東方拡大であった。

ゴルバチョフによる政治改革の過程で、南コーカサスのアルメニア、アゼルバイジャン、ジョージアでは連邦構成共和国内の自治州が自治権の拡大や、民族単位に基づく帰属変更や分離を求めるようになっていた。このうち、2008年にロシアと戦争をすることになるジョージアでは、民族意識の高まりに伴って、ジョージア人とアブハズ人、オセッソ人の対立が紛争へと発展していた。ジョージアからの分離とソ連への直接参加を求める南オセチアとジョージアの対立は1991年1



月から武力紛争に突入した。一方、アブハジアはソビエト政権ができた当初、独立したアブハジア社会主義共和国であり、その後ジョージアと同盟関係を築き、最終的に1931年にジョージアの自治共和国となった経緯がある。ソ連末期の民族運動の高まりのなかで、アブハジアはジョージアの独立を問う住民投票をボイコットし、ソ連の存続を支持する立場をとった。ソ連崩壊後、分離独立を求めるアブハジアに対し、ジョージアのエドゥアルド・シェワルナゼ政権は1992年8月に軍を派遣し紛争に発展した。ジョージア、そして本稿では詳述しないがモルドヴァで生じた分離独立紛争の本質はソ連残留運動であったことが専門家によって指摘されている<sup>23</sup>。

1992年末以降、ロシアはアブハジアに軍を駐留させ、ジョージアとの停戦合意を仲介するなど、旧ソ連空間で調停者としてプレゼンスの回復を目指すようになる。注意したいのは、1990年代のロシアはアブハジア、南オセチアへの支援を行う一方、いずれのケースでもジョージアからの独立を承認してはいないことである。エリツインのこの方針はウクライナとの関係においても適用された。1993年にエリツインとの対立が深刻化するなかで、ロシア最高会議は黒海艦隊の基地があるセヴァストポリのロシアへの返還を求めた。しかしエリツインはこれを取りあげず、1997年にはウクライナとの間でソ連崩壊時の国境を承認する条約を締結し、クリミアのウクライナへの帰属を確認した<sup>24</sup>。

一方、1993年以降、NATOの東方拡大に関する議論が本格化していくと、ロシア国内では大西洋主義が主流派であった外務省と、軍事分野の国益擁護を主張する、対外情報庁をはじめとする力の省庁との対立が顕在化した。1993年11月に対外情報庁長官プリマコフがロシア外務省のプレス・センターで公表した報告書では、NATOの責任範囲がロシアの国境に直接近づくことはロシアの脅威になるという認識が示された<sup>25</sup>。1993年4月に公表された「ロシア連邦の対外政策概念」では、ロシアの対外行動は国際法、国連憲章とCSCEの目的と原則に厳正に基づくものであるとされている。また、東欧と近い外国での不安が高まる状況下で、バンクーバーからウラジオストクまでの空間の多様な分野で、平和と安定を支え、国際協力を構築するメカニズムとしてCSCEの重要性が高まっている、と位置づけ、CSCEの役割の拡大に期待を込めている<sup>26</sup>。

これまで述べたように、「近い外国」で少数民族の分離独立運動が紛争化するなかで、主権国家の国境を維持する形で秩序を安定化させる根拠となるのがヘルシンキ10原則であった。ロシア抜きでNATO拡大が不可避となると、ロシアは、旧ソ連空間も含む汎ヨーロッパの安全保障体制をOSCE（1994年12月にCSCEから改組）に求め、OSCEを頂点とする集団安全保障システムを提案するようになる。しかし、CSCEの問題は「ヨーロッパの国連」と言われるように国連との役割分担が不明確であること、そしてヘルシンキ最終文書で合意した諸原則について、

実際の解釈が国ごとに異なることであった<sup>27</sup>。

OSCEを頂点とする集団安全保障システムについて、アメリカの政治学者トーマス・アンブロシオは、NATO拡大によってバランス・オブ・パワーが崩れることを懸念したロシアが、アメリカの一極優位を少しでも弱めるために、OSCEと国連安保理というコンセンサス重視かつ拒否権の行使が可能な国際機構を利用して、アメリカに対する影響力行使を試みるようになったと指摘している<sup>28</sup>。確かに、これはヨーロッパ・大西洋地域の勢力均衡の観点から妥当な指摘である。他方で、旧ソ連空間での民族紛争だけでなく、ロシア連邦内の民族自治地域との権限区分問題に直面していたエリツィン政権の立場から考えると、主権国家の領土保全を重視し、国家の内側からの分裂の動きに厳しい姿勢をとるOSCEを支持することは、国内政策上の意義も有していたと考えられる。

## (2) 第一次チェチェン紛争（1994.12.11～1996.8.31）とCSCE/OSCE

ロシア連邦発足直後の1992年3月、連邦政府は、地域行政単位（共和国、自治州、自治管区の民族自治単位と、地方、州）との間で連邦条約を締結したが、ロシアとの対等性を求めて個別の条約を求めるタタールスタンと、すでに主権国家宣言を出していたチェチェンは調印しなかった。北コーカサス地方のチェチェンでは、8月クーデターの後に、急進民族派のジョハル・ドゥダーエフが権力を掌握していた。1994年後半になると、チェチェン共和国の独立を主張するドゥダーエフ大統領の勢力とエリツィン政権との交渉が次第に困難になっていった。最終的にエリツィン政権は安全保障会議に諮った上で、チェチェン共和国の地上境界線と空域の封鎖、そして連邦軍と内務省軍のチェチェン侵攻を決定した（12月11日侵攻開始）。これに対しCSCEは、侵攻開始直前の11月28日に、「信頼および安全保障醸成措置（CSBMs）に関するウィーン文書」を採択し、エリツィン政権による自国民への武力行使を防ごうとした<sup>29</sup>。このウィーン文書は、第36条でCSCEの全参加国にCSBMsが適用される域内で軍事行動を行う場合、軍事行動が開始される42日以上前に書面で通知することを義務付けていた。また、第38条1.1は一定の軍事力を超える軍事活動が行われる場合の通知を規定し、さらに第45条4では、一定の軍事力を超える軍事活動を行う場合、CSCE参加国は他の参加国からの監視団を招聘しなければならないことを規定していた。ロシア政府によるチェチェン侵攻は、国内的には憲法裁判所で合憲と判断されたが（1995年7月）、国際的には上記の三つの規範に抵触するものであった。さらに、1994年12月5-6日にブダペストで行われたCSCE首脳会議において調印された「安全保障の政治軍事的側面に関する規約」の第36条では、国内における軍事力行使は、市民の負傷および彼らの財産の損害を回避するために行使されなければならないとされた<sup>30</sup>。

一連の規範は、エリツィン政権による国民への武力行使を思いとどまらせる目的で導入されたことは明白であるが、すでにチェチェン情勢が泥沼化するなかで、その実効力には疑問が付された。この一連の規範導入への対抗措置として、コズィレフ外相は、春の時点で参加の意向を示していた NATO との「平和のためのパートナーシップ」への署名を拒否した。また、ブダペストでの CSCE 首脳会議でエリツィンが「ヨーロッパは冷戦の遺産から解放されることに失敗しており、“冷たい平和”に陥る危険を冒そうとしている」と西側諸国の対応を非難した<sup>31</sup>。この演説の内容は、「ブロックや連携 (koalitsiia) は真の安全保障を供与しない」ため、CSCE の機能と効率を強化していくべきという趣旨であった。しかし、ロシアと OSCE の関係を論じたゴジミルスキーは、ヘルシンキ・プロセスの歴史のなかで、ロシアはこの時初めて完全に孤立したと指摘している<sup>32</sup>。第一次チェチェン紛争は、ロシアと CSCE 構成諸国の間の規範をめぐる対立を露呈したのである。CSCE は、人権の尊重を重視し、規範の導入によってロシアの国家行為を拘束しようと試みた。これに対し、ロシアの連邦政府は領土保全を優先し、チェチェンの分離独立勢力に対する武力行使に踏み切った。ロシアにとってチェチェン問題は内政問題であり、CSCE 諸国による規範導入は深刻な主権侵害であり内政不干渉原則に反すると受け止められたのである。

ロシアによるチェチェン介入後、OSCE 議長国は OSCE による調停を試みた。ロシア側は当初 OSCE による介入に難色を示したが、ヨーロッパ連合 (EU) およびヨーロッパ評議会 (CE) による圧力も功を奏し、1995年4月に OSCE 支援グループミッションを受け入れた。第一次チェチェン紛争における CSCE/OSCE の役割については、OSCE ミッションによる和平交渉の仲介や、1997年1月の選挙期間中の活動など、OSCE の新しい役割の開拓に繋がったことが評価されている<sup>33</sup>。その一方で、第一次チェチェン紛争は、少数民族の自決と帰属国家の国境の不可侵、領土保全の規範の対立が、CSCE 内の西側諸国とロシアの間で初めて顕在化したという意味でヨーロッパの再分断の始まりであった。

### (3) 1999年：コソヴォ紛争とインスタンブル首脳会議

1994年のブダペスト首脳会議後も、CSCE に対するロシアの期待はまだ継続していた。同会議で CSCE を OSCE に再編することが決定すると、ロシアはこの新組織を強化し、全ヨーロッパ安全保障システムへと移行するよう求めてきた。1990年代後半のロシアのヨーロッパ政策の主要な目標は、安定し、差別される国のない、普遍的なヨーロッパ安全保障システムを構築することであり、OSCE はその柱であった<sup>34</sup>。

ヨーロッパの安全保障秩序をめぐる問題で、ロシアと欧米諸国の関係に決定的な断層ができた背景には、バルカン半島情勢が大きく関わっている。ロシアは正

教徒の多いセルビアと関係が深いため、紛争が激化して NATO が介入することを恐れていた。しかし1999年3月、NATO は人道的観点から、国連安保理決議にかけずにコソヴォで空爆を開始した。これは冷戦後のヨーロッパ安全保障秩序が、ロシアが支持する OSCE 中心ではなく、ロシア抜きの NATO 中心主義で形成されることを決定的にした。また、人道的惨事を食い止めるためには国連安保理の承認を得ずに主権国家に軍事介入ができるという、新たな「制限主権」概念が欧米によって実行に移されたという点で、ロシアにとって冷戦終結後最大の国際的危機であった。

1999年11月のイスタンブール首脳会議では、OSCE 内の西側諸国とロシアの不一致が決定的になった。この会議ではヨーロッパ安全保障憲章の採択とヨーロッパ通常戦力 (CFE) の適合条約の調印という成果があった。その一方で、前月にチェチェン武装勢力がダゲスタン共和国に侵入したことにより勃発した第二次チェチェン紛争に関して、ロシアは OSCE のコミットメントを認め、OSCE の規範を尊重することをイスタンブール宣言に盛り込むことになった。この会議に際して、エリツィン大統領が率いるロシアの代表団は、チェチェンでのロシアの行動が非難されることを回避しようとした。エリツィンは演説のなかでチェチェンにおけるロシアの立場を擁護する一方、NATO 加盟国がコソヴォでとった行動を引き合いに出し、武力行使をめぐる二重基準を指摘し NATO 諸国を非難した。ロシアが OSCE を重視してきた最大の理由の一つに、ヨーロッパの安全保障問題を扱う多国間会議に、平等な立場で関与できるという理由があった。しかし、コソヴォのケースでは、NATO による空爆の直前の OSCE コソヴォ検証ミッションの撤収の過程で、ロシアは拒否権を発動することができなかった<sup>35</sup>。

2000年にプーチンが大統領に就任すると、OSCE 支援ミッションのマンデートの見直しを求め、最終的に2002年12月でミッションは閉鎖されることになった。1990年代の CSCE/OSCE への期待とは打って変わり、2000年代はロシアの OSCE 軽視の傾向が強まっていく。コソヴォやバルト三国の OSCE ミッションなど、ロシアが重視する問題において、ロシアの意志が反映されなくなってきたことに対する不満がこの背景にあった。2000年1月に改定され、プーチンによって承認された「ロシア連邦の対外政策概念」では、1993年版と比較して OSCE への言及が減少し、OSCE の機能を縮小すること、特にその専門的活動を旧ソ連空間とバルカン半島に振り向けようとすることに強い反対が表明された<sup>36</sup>。イスタンブール首脳会議では2002年末までのモルドヴァからのロシア軍撤退、南オセチア、アブハジアのロシア軍の兵力削減が決まったが、ロシアはこれらを二国間で解決すべき問題だとして履行せず、2004年のソフィア外相理事会で、第三国との間で義務を負うことを拒否する立場を表明した<sup>37</sup>。

## 4. 2000年以降のロシアとヘルシンキ・プロセスの限界

### (1) コソヴォの独立承認とロシア・ジョージア戦争

プーチン政権下では、集団安全保障条約の機構化（2002年）、ユーラシア経済連合の創設（2015年）、一帯一路とユーラシア経済連合の連携を柱とする「大ユーラシア経済パートナーシップ構想」（2016年）に見られるように、ロシアが参加し、主導権を握る国際秩序の構想の中心がヨーロッパから東方へとシフトしていった。ロシアとヨーロッパ・大西洋地域（アメリカを含む表現）の関係は、イラク戦争で介入主義を強めるアメリカへの不信感や、東欧へのミサイル防衛システム配備、セルビア、ジョージア、ウクライナでの親口派指導者の失脚が続いたカラー革命を経て、対立が深刻化していった。バルト諸国に続いて2008年4月にジョージア、ウクライナの将来的な NATO 加盟が NATO 首脳会議で約束されたことは、ロシアの対外政策の変質を引き起こした重要な要因の一つである。

2008年はヘルシンキ・プロセスにおける人民の自決に関する合意が破綻した年であったと位置づけられる。同年2月17日、コソヴォ議会議がコソヴォ共和国の独立を宣言する。これについて、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、日本などが国家承認を行ったのに対し、セルビア共和国の立場を支持してきたロシア、国内に分離問題を抱えるスペイン、スロバキア、ルーマニア、ギリシャ、キプロス、そして中国も承認をしていない。ロシア外務省は、コソヴォの独立宣言を受けて直ちに声明を出している。この声明は、コソヴォ暫定自治政府の一方的な独立宣言はセルビア共和国の主権侵害であり、国連憲章、国連安保理決議1244、ヘルシンキ最終文書、コソヴォ憲法、コンタクト・グループにおけるハイレベル合意に違反するとして、コソヴォを非難する内容であった<sup>38</sup>。国連安保理決議1244は、コソヴォ空爆が行われていた1999年6月10日に採択されたコソヴォ和平プランであり、その冒頭では「ヘルシンキ最終文書および付属書2に述べられているように、ユーゴスラヴィア連邦共和国および他の地域諸国の主権と領土保全に対する全ての加盟国のコミットメントを再確認する」としている<sup>39</sup>。つまり、1999年6月の段階では、それまでの OSCE 内での合意と同様、コソヴォ自治州の独立は承認されないことが確認されていた。2008年2月のコソヴォの独立宣言と、EU 主要国による国家承認は、それまでの「人民の自決権の行使の主体は国民であり、少数民族ではない」という合意を覆し、少数民族に自決権の行使を認めたという点で、大きな変化であった。この独立宣言は、コソヴォの地位について交渉中であったコンタクト・グループ（米英仏独伊露）が「押し付けられた解決」はあり得ないと書かれた報告書を提出したわずか数週間後の出来事であった。プーチン政権にとって、この一方的な独立宣言は、アメリカによる一極支配の推進であり、国連の権威を弱体化する行いに他ならなかった<sup>40</sup>。



この半年後の8月、事実上の独立状態にあった南オセチアに、ジョージアが軍事行動をとったのに対し、ロシアは軍事介入して押し返し、さらにジョージア領内へ侵攻していった。ドミトリー・メドヴェージェフ政権は停戦合意後に、南オセチアだけでなくアブハジアの国家承認に踏み切った。ロシアの主張はジョージア軍の先制攻撃に対してロシアの平和維持軍が自衛権を行使し、「自国民」保護のために軍事行動を続けたというものであった。これまで欧米諸国がコソヴォへの軍事介入や、コソヴォの独立承認を行った際の理屈を逆しにとった言い分が用いられたのである。プーチン政権は、旧ソ連国民に対するロシア国籍の付与に慎重な姿勢をとる一方、旧ソ連国民のうちロシアにとって有用な人々には国籍を積極的に付与する方針を打ち出した<sup>41</sup>。この「有用な人々」とは第一に、労働力としての旧ソ連諸国からの移民である。第二に、ロシアが「勢力圏」と見なす非承認国家の住民である。プーチン政権は2002年からアブハジア、数年遅れて南オセチアの住民にパスポートを発行する政策をとってきた。これらのロシア国籍を取得した人々を「自国民」として、その保護を介入の理屈として利用する下地があったことを指摘しておきたい。

メドヴェージェフ大統領はロシアのテレビ番組のインタビューで、ジョージア紛争後の世界秩序とロシアの立ち位置について問われ、「対外政策の5原則」に言及した。それによると、ロシアは第一に国際法の基本的原則の優位を認める、第二に世界は多極であるべきとし、アメリカの国名を挙げて一極世界に対する拒否の立場を明確にした。その一方で、第三に、どの国とも対立を望まないとし、孤立の回避を挙げた。第四に、国民の生命と威厳の保護を挙げ、最後に「特権的な利益のある地域」に言及し、伝統的に友好的善隣関係を有し、歴史的に特別な関係にある地域を特別に注意深く扱おうと述べた<sup>42</sup>。つまり、旧ソ連地域におけるロシアの特権的立場の主張である。これは南オセチアやアブハジア、クリミア半島のように、居住するロシア系住民を保護するという大義名分の下、旧ソ連地域に軍事的に介入することを正当化するための論理であり、その根底には、旧宗主国とその勢力圏 (sphere of influence) という非対等で階層的な秩序観がある。これは、エリツィン時代を通じて守ってきたヘルシンキ最終文書の国境不可侵の原則を形骸化し、戦前の主権国家への後退をもたらす危険性を孕む言動であった。

2000年の対外政策概念にも見られるように、初期のプーチン政権は一方的な軍事行動を行う大国に対し、国家主権の尊重を求める側であった。しかしジョージア紛争以降、国家主権に対するロシアのアプローチは、二重基準をとる傾向が強まった。旧ソ連地域外に対しては主権の排他性・対等性、つまり領域の現状維持を主張する一方、旧ソ連地域内では冷戦終結後に現れた、「保護する責任」と自決を組み合わせた概念が適用されるようになったのである。2014年3月に、プーチン政権はロシア語話者の保護を口実に、ウクライナ領であるクリミア半島に軍事

介入し、住民投票の結果に基づいて独立させ、その後にロシアの連邦構成主体として「編入」した。国際社会に共有されてきた「保護する責任」に基づく介入とは、領域内の住民を保護する一義的な責任は国家にあるとしたうえで、一般市民に対する重大な危害が生じているか、あるいは切迫しており、当該国家がそれを除去できないかその意思がない場合、あるいは国家自身が加害者である場合に、人間の保護を目的として国際社会が介入できるという考え方である<sup>43</sup>。プーチンの述べていることは、他国の領土に住むロシア語話者という特定の住民の保護であり、国際社会が共有してきた「危機に瀕した一般市民の保護」という基準に対応していないことは明白であった。

## (2) 二度のウクライナ危機から考える OSCE の役割と限界

最後に、2014年から続くウクライナ危機における OSCE の役割について考えてみたい。2014年3月のロシアによるクリミア併合の後、ウクライナ南部、東部ではユーロマイダン支持派と反マイダン派の対立が激化した。このうちドネツィク、ルハンシク（ドンバス地域）の親露派勢力は、2014年4月に相次いで「人民共和国」を宣言し、ウクライナからの分離を志向していった。ロシアが支援するこれらの分離主義勢力とキーウ政権との武力紛争は、2015年2月に、ウクライナ、ロシア、ドイツ、フランスの首脳によって停戦合意（ミンスク2）に至ったものの散発的に戦闘が続き、7年後の2022年2月24日、ロシアによるウクライナ全面侵攻へと発展した。

ヨーロッパで起きたこの侵略戦争に、OSCE はどのような対応をとったのだろうか。2014年から2015年にかけて起きた最初の分離紛争の段階で、OSCE は迅速に動いた。当時の議長国スイスのディディエ・ブルカルテール大統領兼外相は、ハイレベルのコンタクト・グループと監視ミッションの設置を提案し、積極的な政治的介入の姿勢を示した。前者は直接的には実現しなかったものの、アンゲラ・メルケル独首相とフランソワ・オランド仏大統領が調整したウクライナ、ロシアとの会議では、OSCE 議長国が特別代表を務める、ウクライナおよびロシアとの三者コンタクト・グループ（TCG）の設置に繋がった。後者について、OSCE はドンバス地域で敵対行為が起きる前の3月21日に、非武装のウクライナ特別監視ミッション（SMM）を立ちあげ、ウクライナの複数地域に展開し、情勢の監視と報告の任務を担当した。SMM のような OSCE のミッションは加盟国の事前のコンセンサスが必要な非武装の活動であり、ロシアとの国境地域では監視が制限される。また、停戦違反を止めたり防いだりする権限や強制力も持ち得ないため、その活動の効果は当初から疑問視されていた<sup>44</sup>。

数年にわたる交渉のなかで、OSCE はウクライナとロシアの双方から、相手側に十分な圧力をかけられないことを批判されるようになった。最終的にモスクワ

がウクライナ危機関連の活動を延長しないことを決定したため、SMMは2021年10月付で廃止され、監視員は2022年3月上旬にウクライナ東部から退避した<sup>45</sup>。TCGが、分離政体であるドンバス地域の代表を含めて、政治的解決策を模索するプラットフォームの役割を果たしたことは、OSCEにしかできないことだったかもしれない。しかし結果的にOSCEによるウクライナ危機対応はうまくいかなかった。歴史を遡ると、ソ連はOSCEの前身であるCSCEの準備段階から深く関わり、ソ連崩壊後はNATOの拡大方針が明らかになった後、CSCE/OSCEを全ヨーロッパの安全保障体制の頂点と位置づけるようになった。しかし、プーチン政権はOSCEへの信頼と評価が低く、「OSCEは、(軍事・政治、経済・環境、人的側面という安全保障の全ての側面とその相互作用の) バランスが明らかに崩れており、一国あるいは一つのグループの外交的利益を追求する低俗な道具に成り下がった」と厳しく批判するようになった<sup>46</sup>。このようにOSCEに対するロシアの評価が大きく変わり関心が低下していった背景として、CSCE/OSCEが冷戦後の安全保障環境の現実に対処できなかったことや<sup>47</sup>、加盟国の多さや異質性のせいでコンセンサス領域を特定することが極めて難しいという制度的問題が指摘されてきた<sup>48</sup>。

しかし、それでもロシアがOSCEの加盟国であり続けるのは、第一に、この機構にとどまり続けるのがロシアの「ヨーロッパ性」を担保する数少ない手段であることが挙げられる。2022年3月にロシアがヨーロッパ評議会(CE)から脱退した後、OSCEはロシアが参加するヨーロッパで唯一の政府間機構となっており、今後の関係を注視しなければならない。第二に、OSCEを通じてロシアの利益を主張し、西側諸国の政策に一定の影響力を行使することに、ロシアの指導部が意義を認めているからだと考えられる。第三に、仮にロシアがOSCEでの活動を停止すれば、旧ソ連諸国はOSCE内でロシアという防波堤を失うことになる。OSCE内のパワー・バランスは欧米勢力の比重が増し、旧ソ連諸国への圧力が高まることも予想される。第四に、OSCEの機能が失われれば、その穴はおそらくNATOやEU、CEなどのより実効力の高い機構によって埋められる可能性がある。そのため、OSCEの形骸化はロシアにとって都合が悪いのも確かなのである。

## おわりに

本稿は、冷戦期にアメリカ、カナダ、主要ヨーロッパ諸国、ソ連の間で合意されたヘルシンキ10原則という国際規範を手がかりに、冷戦終結後のヨーロッパで「西側」とロシアの対立がどのように生じ、再び分断が生じる事態に発展したのかについて検討した。

冷戦終結後、ユーゴスラヴィアやソ連陣営で政治的統制が緩み、主権国家の内側の少数民族運動が活発化してくると、自決権を根拠としたそれらの分離運動と、

帰属する親国家の関係を調整する機能が、CSCEを含めた既存の国際組織に備わっていないことが露呈した。冷戦終結後、1994年頃までロシアがCSCEを重視していたのは、批判を恐れず単純化して述べると、③国境不可侵、④領土保全、⑥内政不干渉というソ連/ロシアの体制と既得権益を保障する原則が守られる場であったことが大きい。第一次チェチェン紛争の始まりを機に、CSCEの西側諸国のなかでこれらの原則よりも、⑦人権の尊重を重視する姿勢が明確化され、その後はコソヴォの独立・国家承認問題に見られるように、⑧人民の自決の解釈が修正されるようになっていった。もはやCSCE/OSCEはヨーロッパ・大西洋地域におけるロシアの利益を擁護する場ではなくなったのである。

ロシアはCSCE/OSCEを、アメリカを含む西側諸国と非西側諸国が平等に参加して、ヨーロッパの安全保障問題を議論する場である点でも重視し、ロシアを含む汎ヨーロッパの安全保障秩序の柱と見なしてきた。しかし、1990年代後半以降、その活動がロシアや旧ソ連諸国の人道問題や民主化問題に傾斜するようになると、西側の価値と実践をヨーロッパの東に伝達する一方向のメカニズムであることに反発するようになり、プーチン政権以降はその役割を軽視されがちであった<sup>49</sup>。今日、世界各地で国家による人権弾圧が深刻な問題として認識されているなかで、人権尊重の推進が社会のあらゆる活動において優先されるべき課題であることは論を俟たない。一方で、国境不変更の原則や、権利行使の主体を国民としてきた人民の自決原則は、冷戦終結後の旧ソ連空間で未承認国家問題を生むことにつながった。「人民の自決」は国家によって恣意的に運用される頻度が増大し、ヨーロッパに限らず世界全体で自由主義的国際秩序を不安定化している。このような意味で、第二次世界大戦後の国家間関係の道徳的・法的基準とされてきたヘルシンキ・プロセスは限界を迎えている。

グローバル・サウスに含まれるアジア・アフリカ諸国に、脱植民地化を経験した国が多いことを考慮すると、分離独立問題でダブル・スタンダードをとってきた欧米とロシアのどちらも支持しない態度は妥当に見える。その一方で、グローバル・サウスに属する諸国では、主権平等、武力による威嚇やその行使の抑制、国境不可侵、領土保全、紛争の平和的解決、内政不干渉といった国際規範を支持する声も強い。ヘルシンキ・プロセスを再活性化させるためには、OSCEが1990年代半ば以降に担ってきた、停戦監視、紛争当事者間の協議のプラットフォーム、選挙の監視などの機能を強化すると同時に、ヨーロッパを超えてグローバル・サウス諸国の生存と安全を支える規範の推進者になるべきであろう。

## 注

<sup>1</sup> liberal international order は、「自由主義的国際秩序」あるいは「リベラルな国際秩序」などと邦訳されているが、本稿では前者で統一する。その定義について、世界的に共有されて

いるものがあるとは言えないが、本稿ではこの概念についての議論をリードしてきた G. John Ikenberry の定義を参照し、1940年代以降、アメリカ主導で形成されてきた開放的でルールに基づく国際秩序という意味でこの概念を用いる。自由主義的国際秩序は、民主主義や自由市場への信頼を共有する国々によって支持されてきた。この秩序を政治的に支えるのが国連などの制度や多国間主義の規範であり、アメリカの軍事的優位を制度的に支えてきたのが同盟である。G John Ikenberry, “The Future of the Liberal World Order: Internationalism after America,” *Foreign Affairs*, vol.90, no.3, 2011, pp.56-68.

<sup>2</sup> John J. Mearsheimer, “Why the Ukraine Crisis Is the West’s Fault,” *Foreign Affairs*, September/October, 2014, pp.1-12.; John J. Mearsheimer, “John Mearsheimer on Why the West Is Principally Responsible for the Ukraine Crisis,” *The Economist*, March 19, 2022. [<https://www.economist.com/by-invitation/2022/03/11/john-mearsheimer-on-why-the-west-is-principally-responsible-for-the-ukrainian-crisis>]

<sup>3</sup> 遠藤誠治「自由主義的国際秩序とロシア・ウクライナ戦争—正義と邪悪の二分法を超えて」塩川伸明編『ロシア・ウクライナ戦争—歴史・民族・政治から考える』東京堂出版、305-355頁。

<sup>4</sup> Administratsiia Prezidenta Rossii, “Obrashchenie Prezidenta Rossiiskoi Federatsii: Vladimir Putin vystupil v Kremle pered deputatami Gosudarstvennoi Dumy, chlenami Soveta Federatsii, rukovoditeliami regionov Rossii i predstaviteliami grazhdanskogo obshchestva,” March 18, 2014. [<http://www.kremlin.ru/events/president/news/20603>]

<sup>5</sup> Administratsiia Prezidenta Rossii, “Podpisanie dogovorov o priniatii DNR, LNR, Zaporozhskoi i Khersonskoi oblasti v sostav Rossii,” September 30, 2022. [<http://www.kremlin.ru/events/president/news/69465>]

<sup>6</sup> ナーツイヤは独自の「言語」、「領域」、「市場」を持ち、共通の「心理状態」で結びついた民族とされる。この4原則のうち一つでも欠けている場合、4原則の充足度に応じて、自治共和国、自治州、自治管区となった。松崎英也『民族自決運動の比較政治史—クリミアと沿ドニエストル』晃洋書房、2021年、50頁。

<sup>7</sup> 岩下明裕『ソビエト外交パラダイム』の研究—社会主義・主権・国際法』国際書院、1999年、38頁。

<sup>8</sup> 同上、39頁。

<sup>9</sup> 参照した以下の文献には1965年3月と書かれているが、文章の前後の文脈から1966年3月の間違いだと思われる。Andrei Zagorski, *Khel'sinkskii Protsess: Peregovory v ramkakh Soveshchaniia po bezopasnosti i sotrudnichestvu v Yevrope 1972-1991*, (Moskva: Prava cheroveka, 2005), p.22.

<sup>10</sup> ドミトリー・トレーニンは、ソ連の軍隊が秩序を維持していた空間を支配圏 (zone of control) と位置づけ、その核は東ベルリンを含む東ドイツ、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアであったと述べている。ユーゴスラヴィア (1945-1948) とアルバニア (1945-1960) は一時的にここに入っていたが首尾よく離脱した。支配圏の外側には勢力圏 (あるいは影響圏、zone of influence) があり、ここではモスクワによる支配は間接的で、実質的な軍のプレゼンスによる支援が無い空間であった。例として、北朝鮮、ベトナム、キューバ、ラオスなどがこれに該当する。このような国々はモスクワと近く、ソ連の援助に依存していたが、一定の自律 (autonomy) を保持していた。Dmitry Trenin, *Post-Imperium: A Eurasian Story*, (Moscow: Carnegie Endowment for International Peace, 2011), p.23.

<sup>11</sup> Zagorski, “Khel'sinkskii protsess,” (前注9参照) p.28.

<sup>12</sup> 宮脇昇「CSCEを通じた人権問題の争点化」『国際政治』第157号、2009年、131頁。



- <sup>13</sup> 宮脇昇『CSCE 人権レジームの研究—「ヘルシンキ宣言」は冷戦を終わらせた』国際書院、2003年、284-285頁。
- <sup>14</sup> 吉川元『ヨーロッパ安全保障会議（CSCE）—人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察』三嶺書房、1994年、298-299頁。
- <sup>15</sup> 同上、308-326頁。
- <sup>16</sup> 同上、308-312頁。
- <sup>17</sup> 同上、310頁。
- <sup>18</sup> OSCE, *Conference on Security and Cooperation in Europe*, 1975, p.7. [<https://www.osce.org/files/f/documents/5/c/39501.pdf>]
- <sup>19</sup> Eiki Berg and Shpend Kursani, *De Facto States and Land-For-Peace Agreement: Territory and Recognition at odds?*, (London; Routledge, 2022), pp.34-35.
- <sup>20</sup> “Iz Press-Konferentsii G. E. Burbulisa, S. M. Shakhraia i A.V. Kozyreva 23 dekabria,” *Diplomaticheskii Vestnik*, no.1, 1992, p.11.
- <sup>21</sup> Ibid.
- <sup>22</sup> “V tsentral’nom apparate MID RF zasedanie kollegi,” *Diplomaticheskii Vestnik*, no.21-22, 1992, p.30.
- <sup>23</sup> 松里公孝「旧ソ連の分離紛争—その歴史とウクライナ侵攻への射程」『外交』72、2002年、69頁。
- <sup>24</sup> Dmitri Trenin, *Post-Imperium*…, (前注10参照) pp.44-45.
- <sup>25</sup> Poleshuk, A., “Opravdano li Rasshirenie NATO?: Osoboe Mnenie Sluzhby Vneshnei Razvedki Rossii,” *Nezavisimaia Gazeta*, November 26, 1993.
- <sup>26</sup> “Kontsepsiia vneshnei politiki Rossiiskoi Federatsii,” in Shakleina, T. A., ed., *Vneshniaia Politika i Bezopasnost’ Sovremennoi Rossii. 1991-2002*, vol.4, (Moscow: ROSSPEC, 2002), pp.23, 37.
- <sup>27</sup> Andrei V. Kortunov, “SBSE i perspektivy sozdaniia sistemy kollektivnoi bezopasnosti v Ebrazii,” in Shakleina, T. A. ed., *Vneshniaia Politika i Bezopasnost’ Sovremennoi Rossii. 1991-2002*, vol.2, (Moscow: ROSSPEN, 2002), pp.204-205.
- <sup>28</sup> Thomas Ambrosio, *Challenging America’s Global Preeminence: Russia’s Quest for Multipolarity* (Burlington: Ashgate Publishing Company, 2005), pp.110-117.
- <sup>29</sup> Organization for Security and Co-operation in Europe (OSCE) (1994) *Vienna Document 1994 of the Negotiations on Confidence- and Security- Building Measures*, (1994) [<https://www.osce.org/files/f/documents/2/d/41270.pdf>]
- <sup>30</sup> 加藤美保子『アジア・太平洋のロシア—冷戦後国際秩序の模索と多国間主義』北海道大学出版会、2014年、48頁。
- <sup>31</sup> *Diplomaticheskii Vestnik*, No. 1, 1995, p. 5.
- <sup>32</sup> Jukub M. Godzimirski, “Russia and the OSCE: From High Expectations to Denial?,” in Elana Wilson Rowe and Stina Trojesen eds., *The Multilateral Dimension in Russian Foreign Policy*, (Abingdon: Routledge, 2007), pp.121-141.
- <sup>33</sup> Hanna Smith “European Organization,” in Andrei P. Tsygankov ed., *Routledge Handbook of Russian Foreign Policy* (Abingdon: Routledge, 2018), pp. 377-387.; Godzimirski, “Russia and the OSCE,” (前注32参照) p.129.
- <sup>34</sup> Igor’ Ivanov, *Novaia Rossiiskaia Diplomatiia*, (Moscow: Olma-Press, 2001), pp.122-123.
- <sup>35</sup> 中野潤也「ロシアのOSCE政策の変遷とその要因」『外務省調査月報』no.3、2005年、51頁。
- <sup>36</sup> Godzimirski, “Russia and the OSCE,” (前注32参照) p.126.
- <sup>37</sup> 中野、前掲書、48-50頁。

- <sup>38</sup> Ministerstvo inostrannykh del Rossiiskoi Federatsii, “Zaiavlenie MID Rossii po Kosovo,” February 17, 2008. [<https://www.mid.ru/tv/?id=1649512&lang=ru>]
- <sup>39</sup> United Nations Security Council, “Resolution 1244 (1999),” June 10, 1999. [[https://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/990610\\_SCR1244%281999%29.pdf](https://peacemaker.un.org/sites/peacemaker.un.org/files/990610_SCR1244%281999%29.pdf)]
- <sup>40</sup> James Hughes, “Russia and the Secession of Kosovo: Power, Norms, and the Failure of Multilateralism,” *Europe-Asia Studies*, vol.65, no.5, p.1011.
- <sup>41</sup> 油本真理・長島徹「ナショナリズムと国民／国家の範囲」油本真理・溝口修平編『現代ロシア政治－地域研究のファーストステップ』法律文化社、2023年、149-151頁。
- <sup>42</sup> Administratsiia Prezidenta Rossii, Interv’iu Dmitriia Medvedeva Rossiiskim telekanalam, August 31, 2008. [<http://kremlin.ru/events/president/news/1276>]
- <sup>43</sup> International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, (Ottawa: International Development Research Center, 2001). [[https://idrc-crdd.ca/sites/default/files/openbooks/960-7/index.html#page\\_11](https://idrc-crdd.ca/sites/default/files/openbooks/960-7/index.html#page_11)]
- <sup>44</sup> Andrei Zagorski, “The OSCE, Ukraine, and Peace Process,” *Pathways to Peace and Security*, no.1 (62), pp.126-127.
- <sup>45</sup> Ibid., p.128.
- <sup>46</sup> 2007年2月10日に行われた、ミュンヘン安全保障会議でのプーチン演説から引用。Administratsiia Prezidenta Rossii. “Vystuplenie i diskussii na Miunkhenskoi konferentsii po voplosam politiki bezopasnosti,” February 10, 2007. [<http://www.kremlin.ru/events/president/transcripts/24034>]
- <sup>47</sup> Andrei Kortunov, “SBSE i perspektivy sozdaniia sistemy kollektivnoi bezopasnosti v Evrazii,” in Shakleina, T. A., ed., *Vneshniaia Politika i Bezopasnost’ Svremennoi Rossii 1991-2002*, vol.2, (Moscow: ROSSPEN, 2002), pp.201-213.
- <sup>48</sup> Andrei Zagorski, “The OSCE, Ukraine, and Peace Process,” (前注44参照) pp.121-132.
- <sup>49</sup> Andrei Kortunov, “Uiti ili ostat’sia?, Sem’ rossiiskikh pretnzii k OBSE,” *Rossiiskii Sovet po Mezhdunarodnym Delam* May 19, 2021. [<https://russiancouncil.ru/analytics-and-comments/analytics/uyti-ili-ostatsya-sem-rossiiskikh-pretnziy-k-obse/>]

\* 脚注に掲載した URL は全て2024年1月30日時点で有効である。

本稿は科学研究費補助金基盤研究C「ロシアと中国・日ソ連友好国の関係回復の検証：戦後国際秩序へのインパクトの観点から」(21K12423、代表：加藤美保子、2021～2025年度)による成果の一部である。